

簡易公募型方式（プロポーザル方式）に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

2025年9月26日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 上松 英司

1 業務概要

（１）業務名

2025 年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務

（２）業務目的・内容・期間及び入札・契約方式等は、別表－１のとおり。

（３）本業務は、プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

（４）本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

2 参加資格

技術提案書等の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）本業務を対象に定める技術的要件

別表－２に掲げる競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を有していること。

（２）阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）技術提案書等の提出期限の日から技術提案書等の特定日までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和 5 年阪神高速細則第 1 号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 参加表明書提出者間の資本・人的関係等

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

(8) 技術提案書等

技術提案書等が、提出されていること。また、それらの記載内容及び添付資料が、適切であること。なお、各様式の作成にあたっては、各様式の作成上の留意点を確認すること。

3 技術提案書を特定するための評価基準

(1) プロポーザル方式の仕組み及び評価基準

本業務のプロポーザル方式は、技術評価点(別表－4に記載する評価項目に応じて付与する点数)の評価値を算出し、技術提案書を特定する方式とする。

(2) 技術提案書の決定方法

提出された技術提案書等の評価に応じて付与する技術評価点から、評価値を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を特定とする。

- ・技術提案書等が適切であること。

(3) 技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させること。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定において点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる(最大10点減点)。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

4 手続等

(1) 担当部署

別表－3「担当部署」のとおり。

(2) 説明書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 別表－3「説明書等の交付期間」のとおり。
- ② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。
 - ・阪神高速道路株式会社ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告ページ)
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順
 - ②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのUR

L 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間 **別表－3**「技術提案書等の提出期限」のとおり。
- ② 提出場所 **別表－3**「担当部署」のとおり。
- ③ 提出方法 下記イ) 又はロ) のいずれかによること。

上記(2)の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。(電子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること)

上記イ) によることが困難な場合、電子入札運用基準(阪神高速道路2021年4月)に従い必要書類一式(データを含む。)を上記(2)の提出場所へ持参又は郵送等により提出するものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書等は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の評価及び履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書等提出後においては、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。
- (5) 手続における交渉の有無 **別表－1**「手続における交渉の有無」のとおり。
- (6) 契約書作成の要否 要(本件は電子契約を推奨)
- (7) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 **別表－1**「随意契約予定の有無」のとおり。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (9) 技術提案書等についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (10) 詳細は、説明書による。

以上

業務内容及び入札・契約方式等

業務名		2025年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務
業務の目的		本業務は、阪神高速道路の将来交通量推計の精度向上や、料金施策検討への対応を目的とする。
業務内容		本業務に係る特記仕様書記載のとおり。
業務期間		契約締結日の翌日 から 2026年12月11日 まで
WTO協定対象		×対象外
競争方式		簡易公募型
選定方式		プロポーザル方式
Hi-TeLusの適用		○対象
担い手確保施策		○対象
手続における交渉の有無		×無
随意契約予定の有無		×無 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
火災保険付保の要否		×否
見積書審査方式		×対象外
見積依頼項目及び条件等		
設計審査補助業務の受注実績	認定	×適用対象外
	評価	×評価対象外
その他適用方式等		－
保証金 前払金 等	入札保証金	免除する。
	契約保証金	免除する。
	前金払	×無（完了払とする。）
	部分払	×無
再苦情の申立て		競争参加資格がないと認めた理由又は非選定の理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、当該回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。 （１）受付窓口：別表－3の「担当部署」 （２）受付時間：毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。） 午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

注)各入札・契約方式等の詳細については、別紙を参照のこと。

競争参加資格・要件等

業務名	2025年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務		
基本的事項			
企業の形態	単体企業又は設計共同体		
J V 構成	最大構成員数	2	者
一般競争参加資格	下記の一般競争参加資格の認定を有すること。		
	認定年度	2025～2028年度	
	種別	その他業務	
1級建築士事務所の登録	× 不要		
地域要件	設定なし		
企業の能力			
実績対象期間	過去 10 年度分までの業務実績が対象 (2015年度以降、別表－ 3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)		
業務実績	下記のいずれかの実績を有すること。		
	同種業務	高速道路※1の交通量推計手法に関する検討を含む業務 ※1：首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡高速道路、NEXCO三社、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州道路公社が管理する道路に限る	
	類似業務	高速道路※1を対象とした交通量推計を含む業務	
	補足説明	なお、業務実績がない場合は特定しない。	
配置予定技術者の能力			
管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）			
配置の要否	○配置を求める。 ※配置がない場合は特定しない。		
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。		
資格種別	①.1 技術士資格（総合技術監理部門：建設-道路） ①.2 技術士資格（建設部門：道路） ②.1 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ：道路部門) ②.2 なお、上記以外の場合は選定しない。 (上記以外)		
業務経験	下記のいずれかの業務経験を有すること。		
	評価対象 期間	過去 10 年度分までの業務経験が対象 (2015年度以降、別表－ 3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)	
	同種業務	高速道路※1の交通量推計手法に関する検討を含む業務	
	類似業務	高速道路※1を対象とした交通量推計を含む業務	
	補足説明	なお、業務実績がない場合は特定しない。	
手持ち業務量の要件	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5 億円未満かつ10件未満		
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の 3 か月以前から対象者に雇用されていること。		
管理補助技術者	○配置可		

照査技術者の要件	
配置の要否	× 配置を求めない。
保有資格	-
資格種別	①.1 - ①.2 - ②.1 - ②.2 - (上記以外)
申請者との雇用関係	
担当技術者の要件	
配置の要否	○配置を求める。 ※配置がない場合は特定しない。
保有資格	下記のいずれかの資格を保有する場合、評価する
資格種別	①.1 技術士資格（総合技術監理部門：建設-道路） ①.2 技術士資格（建設部門：道路） ②.1 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ：道路部門) ②.2 — (上記以外)
業務経験	下記のいずれかの業務経験を有する場合、評価する
評価対象 期間	過去 10 年度分までの業務経験が対象 (2015年度以降、別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)
同種業務	高速道路※1の交通量推計手法に関する検討を含む業務
類似業務	高速道路※1を対象とした交通量推計を含む業務
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
最大申請可能人数	5 名

「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の参加形態及び参加資格等を有していること。

注2) 地域要件を設定している業務の場合

近畿2府4県とは、下記に基づく営業所が、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※建設コンサルタント業務の場合＝建設コンサルタント登録規程に基づく営業所

※地質調査業務の場合＝地質調査業者登録規程に基づく営業所

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

「企業の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる基準を満たす業務実績を有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 実績評価対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）

⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5) 日本及びW T O 締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似業務の実績をもって判断する。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者が配置できること。

注2) 保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験に限る。（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験評価対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙-1.1を参照すること。

手続に関する期間等

業務名		2025年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務
契約責任者	役職名	代表取締役社長
	氏名	上松 英司
担当部署 (申請書等提出先)	部署名	経理部 契約課
	郵便番号	〒 530-0005
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト9階
	電話番号	06-6232-6222
	E-mail	keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp
技術提案書 に関する問い合わせ先	郵便番号	〒 530-0005
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト9階
	部署名	計画部 調査課
	電話番号	06-6232-6273

公示日		2025年 9月 26日 (金)
①	説明書等の交付期間	2025年 9月 26日 (金) から 2025年 10月 17日 (金) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)
	閲覧資料	過年度業務 報告書:2023年度阪神高速道路の将来交通量 推計手法に関する検討業務
	閲覧期間	契約書案及び設計図書等の交付期間に同じ。
	閲覧場所	阪神高速道路株式会社 本社 閲覧コーナー
②	競争参加資格の確認の基準日	公示日 時点
③	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問の提出期間	公示日 から 2025年 10月 2日 (木) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
④	技術提案書等の提出期間	公示日 から 2025年 10月 17日 (金) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑤	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等の質問に対する回答の閲覧期間	技術提案書提出期限の日の午後4時まで
⑥	特定・非特定の通知日	2025年 11月 7日 (金) まで
⑦	特定されなかった者に対する理由の説明要求期限日	2025年 11月 14日 (金) まで

ヒアリングに関する事項

ヒアリングの実施の有無	×実施しない。
-------------	---------

技術評価項目・評価基準等

業務名：2025年度阪神高速道路の将来交通量推計手法に関する検討業務

大項目	中項目		評価項目	評価基準	評価	評価の重み(点)		
					配点倍率	管理技術者	照査技術者	担当技術者
企業の能力 (提出書類)＊5	専門技術力	成果の確実性	業務実績の内容 2015年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		10		
				① 同種業務の実績が2件 ある。	1			
				② 同種業務の実績が1件 ある。	3/4			
				③ 類似業務の実績が2件 ある。	2/4			
				④ 類似業務の実績が1件 ある。	1/4			
				業務実績がない場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
配置予定技術者の能力（提出書類）	専門技術力	保有資格	管理技術者資格、その専門分野の内容 ＊1	下記の順位で評価する ＊2		10	－	－
				① 以下のいずれかの資格を有する。 技術士資格(総合技術監理部門:建設-道路) 技術士資格(建設部門:道路)	1			
				② 以下のいずれかの資格を有する。 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:道路部門)	1/2			
				－				
				上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			担当技術者資格、その専門分野の内容 ＊3－1	下記の順位で評価する ＊2		－	－	5
				① 下記のいずれかの資格を保有する場合、評価する 技術士資格(総合技術監理部門:建設-道路) 技術士資格(建設部門:道路)	1			
				② 以下のいずれかの資格を有する。 RCCM(シビルコンサルティングマネージャ:道路部門)	1/2			
				－				
				③ 該当なし。	0			
		業務経験	管理技術者の業務経験の内容 ＊1 2015年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		10	－	－
				① 同種業務の経験が2件 ある。	1			
				② 同種業務の経験が1件 ある。	3/4			
				③ 類似業務の経験が2件 ある。	2/4			
				④ 類似業務の経験が1件 ある。	1/4			
				業務経験がない場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
			担当技術者の業務経験の内容 ＊3－2 2015年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。	下記の順位で評価する		－	－	5
				① 同種の経験がある。	1			
	② 類似の経験がある。	1/2						
	③ 該当なし。	0						
	管理技術者の表彰等の実績 2015年度以降、 別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。 a)技術者表彰、b)業務表彰経験、c)業務成績 評定が75点以上の業務 ＊1 ＊4	下記の順位で評価する		10	－	－		
		① 該当するものが3つある。	1					
		② 該当するものが2つある。	2/3					
		③ 該当するものが1つある。	1/3					
		④ 該当するものがない。	0					
	若手担当技術者の登用	下記の順位で評価する		－	－	5		
		① 35歳以下の担当技術者が1名以上配置される。	1					
		② 35歳以下の担当技術者が配置されない。	0					
	専任性	専任性	管理技術者の手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のもの含む) ＊1	下記の順位で評価する		5	－	－
				① 全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満	1			
				② 全ての手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が7件未満	1/2			
				③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満	0			
				なお、上記以外の場合は参加資格なし(選定しない)。	－			
					小計①	60		

業務実施方針・留意点等 (技術提案書の提案内容)	業務目的、内容の理解度が高く、業務実施方針・留意点等に関する記述が優秀な場合に優位に評価する。 なお、必須記載項目について記載のない場合は参加資格なし(選定しない)。	① 業務の実施体制	－	15
		② 業務成果品の品質確保		15
		③ 業務実施上の留意点		15
特定テーマに対する 技術提案	与条件との整合性が高く、必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅され、提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける類似実績やその根拠などが明示されている場合に優位に評価する。	特定テーマ: 車種別配分モデルおよび車種別時間価値の検討における留意点	－	55
			小計②	100
技術評価の配点合計	小計①＋小計②＝		合計	160
参考見積	提示した業務規模と大きくかけ離れている場合は特定しない。 本業務の参考業務規模は右記を想定している。 2,000万円程度(税込)		－	数値化しない

- ＊1
- 管理補助技術者を配置する場合は、予定管理技術者に代えて、予定管理補助技術者を対象に技術評価する。
ただし、予定管理補助技術者の提出資料及び証明資料等に不備等があり、技術評価できない場合、予定管理技術者を技術評価対象として取り扱う。
- ＊2
- 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。
- ＊3-1
- 担当技術者が複数人の場合は、平均で評価する。
- ＊3-2
- 担当技術者が複数人の場合は、平均で評価する。
- ＊4
- a)～c)の該当業務は各1件とする。
- ＊5
- 設計共同体の場合は、各社の平均とする。
- ＊6
- 各評価項目の評価点数の端数処理は小数第2位までとする。(小数第3位以下を切り捨て)